

区報平成26年7月11日号掲載

## 消費者相談室から



# 「プロ向けファンド」を販売する業者にご注意！

プロの投資家向けのファンドが、知識や経験の乏しい高齢者等に販売され、トラブルになっています。

### ■相談事例

#### ◎事例1

独り暮らしの母が「普通の投資信託よりもうかる」と勧誘され、匿名組合のファンドを購入した。内容が分からず、元本保証もなく解約を申し出たが、運用期間中は解約は出来ないとされた。

#### ◎事例2

投資の勧誘電話があり、後日訪問され、利率10%の運用と言われ数千万円投資した。数日後確認書が送られ、匿名組合ファンドとあった。説明と異なる上、内容が分からず解約を申し出ると、1年以内の解約は、配当を含む50%の解約金が掛かるとされた。

### ■問題点

- ▼主にプロの投資家を相手に販売・運用されるファンドのため、契約前の書面交付義務等、一般投資家保護のための定めがない。
- ▼運用する事業者は、金融庁に「登録」が義務付けられているが、プロ向けか簡単な「届出」だけでよい。
- ▼制度上、1人のプロの投資家がいれば、49人以下の一般投資家に販売できる。

\* \* \* \* \*

### ◆アドバイス

- ▼取引内容が理解出来なければ、契約しないようにしましょう。
- ▼「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘する業者とは、契約しないようにしましょう。
- ▼金融庁に届け出ていると言っても、業者やファンドの信用が保証されている訳ではありません。
- ▼「代りに買って」「名義を貸して」などと持ちかける業者の勧誘は、断りましょう。
- ▼疑問や不安を感じた場合は、事前に消費者相談室に相談して下さい。お金を払った後では、被害回復が難しくなりがちです。